

「会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しについて」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しについて、その要綱を昨年12月22日に公表し、本年1月12日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、2件（証券会社1社、1経済団体）のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>1. 開示書類等の信頼向上 適時適切な情報開示に関する宣誓</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・宣誓書の具体的な文面はどうなるのか。 ・「会社情報の投資者への適時適切な提供等について」の「提供等」とはどのようなことを想定しているのか具体的に例示してほしい。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・「宣誓事項について重大な違反を行った場合」とは、どのような場合を想定しているのか具体的に例示してほしい。 	<p>適時開示に係る宣誓書については、形式だけの提出を防止し、投資者が上場会社の適時開示に対する取組み状況を把握するうえで参考となるよう、適時開示に関する社内体制を記載した書面を添付書類とすることとし、その具体的な記載内容は、「投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを宣誓する。」とします。</p> <p>なお、宣誓書及び添付書類は公衆縦覧に供します。</p> <hr/> <p>「宣誓事項について重大な違反を行った場合」としては、証券市場全体に対する投資者の信頼を大きく損なうような不適切な開示が行われたケースを想定しています。現行制度では、改善の必要性が高いと認められる不適切な開示が行われた場合には改善報告書の提出を求めることとしていますが、「宣誓事項について重大な違反を行った場合」には、改善報告書徴求の対象とせず直ちに上場を廃止します。</p>

<p>有価証券報告書等の適正性に関する確認書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認書の具体的な内容は、企業内容等開示ガイドライン5-29-2に規定されている事項と考えてよいか。 ・証券取引法上の確認書(「企業内容等の開示に関する内閣府令」第17条第1項第1号へに規定されている書面)と同等の書類の提出を義務付けるのであれば、今回の「確認書」と証券取引法上の確認書の関係を明確にしたうえで、その適用時期について配慮していただきたい。 	<p>証券取引法上の確認書は、企業内容等開示ガイドライン5-29-2において定められているとおり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかの確認を求めるものであり、当該システムが十分に整備されていることが提出の前提となっています。一方、今回当取引所において導入する確認書は、当該システムが十分に整備されていることを前提としたものではありません(そのため、制度要綱案における記載表現も異なるものとしています)。</p> <p>もちろん、現に当該システムが機能していることを代表者が確認できる状態は投資者にとっても望ましいことであり、当取引所が導入する確認書制度においても、その提出に代えて証券取引法上の確認書の写しの提出で足りることとしています。</p> <p>また、当該システムが十分に整備されていない状態であっても、有価証券報告書等に不実の記載がないとの認識に至ったプロセス(現状の社内体制等を前提とした経営者の確認内容)の記載があれば、適正性の裏付けとなる経営者の確認レベルを投資者が評価する参考とできますので、確認書には「理由」の記載を併せて求めることとします。</p>
<p>2. 親会社等の会社情報の適時開示ルール等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示対象から除かれる「親会社等との事業上の関連が希薄であり親会社等の情報を把握することが困難な場合」とは具体的にどのような場合を想定しているのか。 	<p>分かりやすい具体例としては、上場会社の株式の買占めが行われ、当該買占め者が親会社等に該当することとなった場合において、当該買占め者が会社情報の開示を拒否するといったケースなど限定的なものを想定しています。</p>

<p>4 . 財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し</p> <p>・経理処理については悪意のない事務的な誤りもあり、単に「訂正内容が重要である」との表現では取扱いが非常に難しくなることが想定されるため、「意図的・故意によるものと判断される場合」などといった表現とするべきである。</p>	<p>訂正内容が重要なものであるかどうかを判断するに当たっては、有価証券報告書等における不実の記載が意図的に行われたものであったかが判断上のポイントになる場合があります。しかしながら、投資者の投資判断上、有価証券報告書等が有用な情報源であることを考慮すると、上場会社に意図性がない場合であっても投資者の信頼を大きく損ねるような不実の記載がなされていた場合には、その上場を維持することが投資者保護に反するといったケースが生じることも想定されますので、虚偽記載に係る廃止基準を「意図的・故意によるものと判断される場合」に限定することは適当でないと考えます。</p>
--	--

以 上